

解説

老健施設の利用者負担増と未収金対策

8月1日から実施された利用者の自己負担

平成27年度は、介護報酬改定だけでなく、一部利用者の負担が増える制度改正も同時に行われた。介護報酬のマイナス改定も、一部利用者の負担増も、ともに介護保険制度の持続可能性を担保するための策としてやむを得ないものだが、「施設の収益が減り、一部利用者の負担が増える」ということは、施設の運営リスクに少なからず影響を与えると考えられる。

そこで今回の特集は、8月1日からの利用者負担の制度変化に対する、行政、ケアマネジャー、老健施設の対応と利用者の反応等をレポートするとともに、運営リスクの1つである未収金等の対策について法律家に意見を聞くこととした。

まず、今回の利用者負担増にかかる制度改正について概説する。

負担変更は一定以上所得のある人など3パターン

右のページに示したのは、厚生労働省が作成した制度改正に伴う費用負担変更についてのポスターである。これは介護保険事業者に配布されており、各老健施設でも掲示されているはずなので、事務関係者はもちろん、ケアに関わるスタッフもきちんと理解しておきたい。

ここに今回の制度改正の概要がわかりやすく示

されている。

費用負担の変更は大きく3つある（ポスターに書かれている内容は4つだが、最後の1つは特養に関する事項なので省略する）。

1つめは、①負担割合の変更で、「一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割に」。

2つめは、②負担上限の変更で、「世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から44,400円に」。

3つめは、③いわゆる食費・居住費の負担軽減対象の変更で、「食費・部屋代（室料+光熱水費）の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯のなかの預貯金などの少ない方に限定」というものである。

利用者負担が1割から2割になる対象者

サービス利用時の利用者負担が2割となる対象者は、「収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の人」。ただし、「同一世帯の65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割負担になることがある」「65歳未満の人及び市区町村民税を課税されていない人は対象外」となる。

要するに、収入額が一定以上なら2割負担となるが、同一世帯の高齢者が低所得であったり、市区町村民税を課税されていない人、また2号被保

険者は除外されるということである。

世帯内に現役並み所得者がいると負担上限額が上がる

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から44,400円となる。ただし、これは市区町村民税の課税所得145万円以上の人がいる場合が対象で、この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上が1人の場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になる。

この件は、前述の2割負担とも関連することに注意が必要で、この上限額の設定により、自己負担が1割から2割になるからといって、「負担額が必ずしも2倍になる」わけではない（次項施設レポート13頁表参照）。

非課税世帯で食費・部屋代の軽減を受けられなくなる人

これまでは低所得者対策として、非課税世帯では食費・部屋代（室料+光熱水費）の負担軽減を受けられたが、今回の制度改正で、その対象者が、非課税世帯のなかの預貯金などの少ない人に限定されることとなった。

これは収入以外に預貯金等の多寡を考慮して判断するという、これまでになかったもので、「預貯金など（現金、有価証券なども含む。）を、配偶者がいる人は合計2,000万円超、いない人は1,000万円超ある場合に軽減の対象外になる」というものである。さらに、世帯の概念を超えて、「配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても軽減の対象外」とされるようになった。

利用者の戸惑い大きい施設側は正しく説明を

これからは、介護保険制度を安定運営するために保険者、被保険者、サービス利用者、サービス事業者それぞれが痛みを分かち合う必要がある。

しかし、負担増については、利用者やその家族といった当事者からしてみれば戸惑いも大きいはずだ。これら制度改正の直接的な説明責任は保険者である市町村にあるが、利用者やその家族は「負担増イコール老健施設などケアサービス提供者の利益」と勘違いしている場合もあるので、老健施設側としてもその誤解を解き、正しく説明する必要があるだろう。